

## 委託仕様書

### 1 委託業務名

先斗町公園における親水性向上計画等の策定業務

### 2 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の背景と目的

京都を代表する河川の一つである鴨川は、悠久の歴史の中で千年の都と京文化を育んできた川であり、今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いや交流の場として多くの人に親しまれている貴重な都市空間である。また、隣接する先斗町公園は、鴨川を望むことができる貴重な公共空間であり、多くの人を訪れる先斗町内に位置するなど、非常にポテンシャルの高い公園である。

本市では、令和6年度から「鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務」など、京都府とも連携しながら、鴨川（三条～四条間）に隣接する公園における憩いの空間づくりの検証等を進めている。

また、令和7年3月に策定した新京都戦略では、京都固有の町並みを次世代に「つなぐ」プロジェクトとして、京都特有の水辺環境や自然、文化など鴨川や高瀬川が持つポテンシャルを活かし、府市協調・公民連携でエリアの魅力を向上していくことを位置付けている。

さらに、令和8年5月7日の京都府知事、京都市長による府市トップミーティングにおいても、日常的な往来や緊急時の避難経路として、京都府が管理する鴨川とまちづくりを担う京都市が管理する先斗町公園を一体的に接続整備していくことについて、府市協調で取り組むことを合意した。

こうしたことを踏まえ、本業務は、鴨川（三条～四条間）エリアの魅力や特性を活かした居心地の良い豊かな空間創出を目指し、府市連携で先斗町公園と鴨川との接続を進める中で、先斗町公園の魅力向上に向けた取組として公園の親水性向上に向けた整備のための基本計画等を作成するものである。

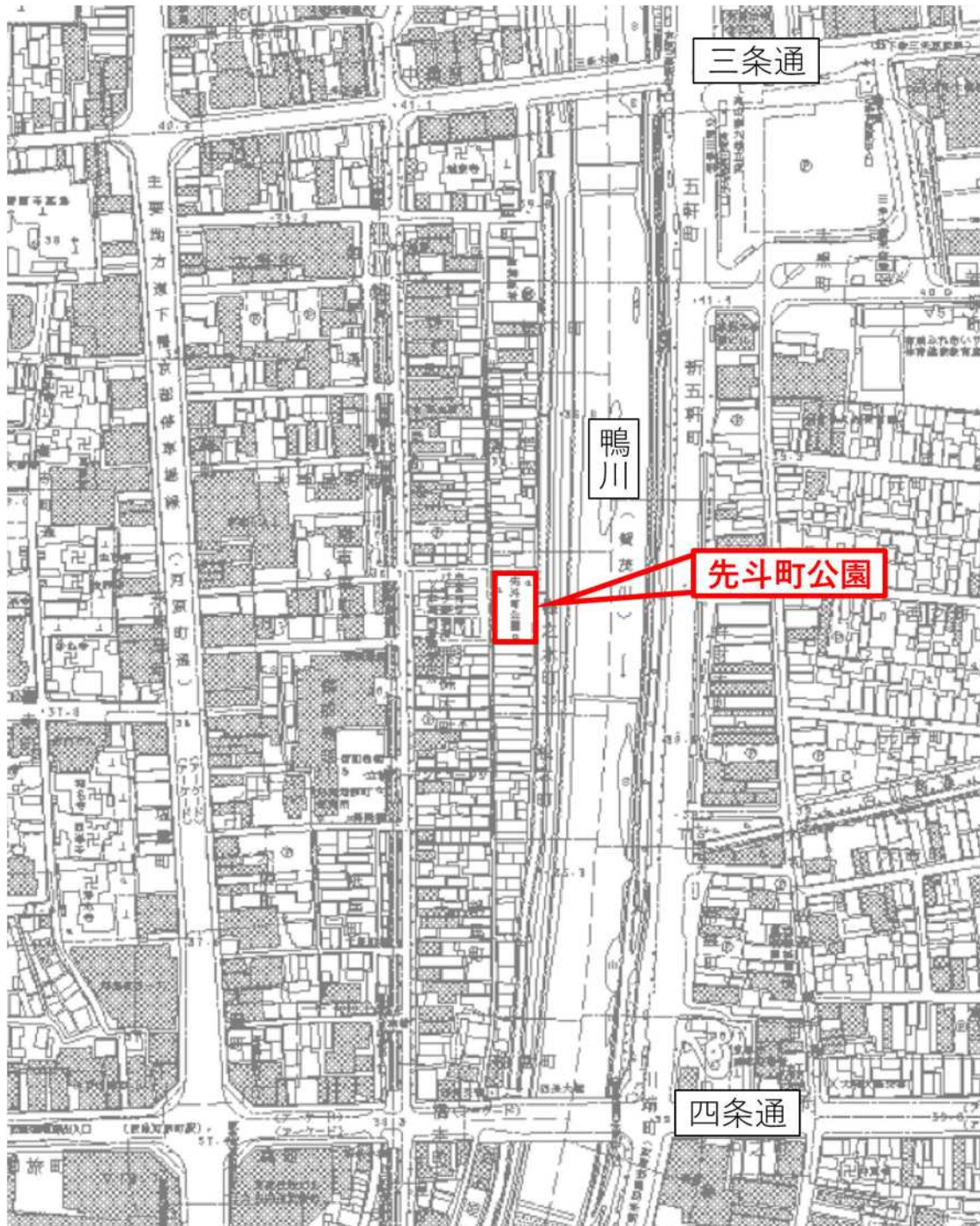
#### 4 業務対象エリア

施設名称：先斗町公園

住 所：京都市中京区梅之木町145他

面 積：965㎡

開設（設置）年月日：昭和36年3月31日



## 5 業務の内容

本業務委託の内容は、京都府が実施する鴨川と先斗町公園との接続路設置計画に合わせ、京都府と連携しながら、先斗町公園の親水性向上に向けた整備のための基本計画の作成及び基本設計を実施するものである。

詳細な業務内容は以下に記載する。

### (1) 基本計画の作成

#### ア 現況把握

- ・計画条件の把握と整理
- ・上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ・自然・社会・人文・景観等の概況状況

#### イ 敷地分析

- ・現地調査（計画対象地及びその周辺地域）（植生や地形、土地利用状況、景観、用地境など）
- ・計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ・計画上の問題点や課題の整理

#### ウ 計画内容の検討及び設定

- ・基本方針の検討と設定
- ・ゾーニングの検討と設定
- ・導入施設の検討と設定
- ・需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- ・アクセスや動線の検討と設定
- ・環境の保全と創出に関する検討と設定
- ・空間構成の検討と設定
- ・整備水準の検討と設定
- ・維持管理方法の検討と設定

### (2) 基本設計の実施

5(6)測量業務で作成する現況平面図を活用した公園全体の配置計画を行う。

#### ア 与条件の細部検討

- ・与条件の把握と整理
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地詳細調査（設計対象地とその周囲）（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）

#### イ 配置計画の検討

- ・基本計画内容の整合性確認
- ・敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ・空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定

- ・配置計画検討（植栽及び主要施設の位置、園路ルートの整理）
- ウ 基本設計図の作成（縮尺：1／200）
  - 5(6)測量業務で作成する現況平面図を活用し、基本計画の検討成果（ゾーニング図等）を基に、以下の事項を落とし込んだ全体配置図を作成する。
    - ・主要施設の配置
    - ・園路、広場等の平面形状
    - ・植栽配置計画（既存樹木の活用を含む大まかな植栽イメージ）
- エ パース図（2枚程度）の作成
  - 地元住民・地元団体等への意見聴取等で使用するためのパース図を作成する。
- オ 概算工事費の算出
  - 基本配置に基づき、同種事業の実勢価格等から概算工事費を算出する。
- カ 基本計画及び基本設計説明書の作成
  - 5(1)基本計画及び5(2)ア～オの基本設計を取りまとめた報告書
- キ 成果品
  - ・成果品は、「9 成果物」に示すとおりとする。

(3) 地元住民・地元団体等への意見聴取の実施

- ・基本計画・基本設計（以下、「基本計画等」という。）の作成にあたり、以下のとおり、関係者等に意見聴取し、反映させること。
- ・地元の主要な活動団体（概ね2団体を想定）へ各4回の意見聴取を行うこと。
- ・地元住民全体の合意形成を得るため、全員参加型の説明会又はワークショップを1回実施すること。
- ・実施時期及び内容については本市と協議のうえ決定する。
- ・なお、意見聴取及び説明会等に必要な経費については、本業務委託料に含むものとする。
- ・ただし、協議の状況等によって上記内容が実施できない場合は、代替案を提案したうえで本市との協議を行い、実施するものとする。

(4) 学識者・専門家との協議

- ・鴨川の歴史性・景観・都市デザイン性や、ランドスケープ、照明デザイン等への知見が深い学識者や専門家への意見聴取を行い、基本計画等に反映すること。
- ・なお、意見聴取する専門家や回数等については、本市と協議のうえ決定すること。

(5) 社会実験の実施

以下の条件を踏まえた内容とするとともに、基本計画等の実現にあたり、必要と思われる内容とすること。

- ・先斗町公園と鴨川を仮設接続し、利用者数、利用状況、ニーズ（飲食、観光、憩いの空間）、ごみの投棄量を把握するよう努めること。
- ・実験内容は本市と協議のうえ決定すること。

- ・なお、社会実験の実施に必要な経費については、本業務委託料に含むものとする。
- ・ただし、協議の状況等によって上記内容が実施できない場合は、代替案を提案したうえで本市との協議を行い、実施するものとする。

(6) 測量業務

ア 測量業務内容

以下の業務を行うこと。

なお、打合せは必要に応じて行うものとする。

- ・基準点測量
- ・現地測量
- ・路線測量（縦断測量、横断測量）
- ・求積図
- ・打合せ、協議等

※測量範囲は、概ね【別紙】に示す範囲とする。

種別	細別	単位	数量	規格
基準点測量	基準点測量 (4級)	点	2	永久標識設置なし 伐採含まない
現地測量	現地測量 (作業計画)	業務	1	1 / 200 耕地 / 平地
	現地測量	(km <sup>2</sup> ) 式	(0.003) 1	1 / 200 耕地 / 平地
路線測量	作業計画	業務	1	
	現地踏査	km	0.041	耕地 / 平地 0~1000 台未満 / 12 時間
	仮 BM 設置測量	km	0.041	耕地 / 平地 0~1000 台未満 / 12 時間
	縦断測量	km	0.062	耕地 / 平地 0~1000 台未満 / 12 時間
	横断測量	km	0.062	耕地 / 平地 0~1000 台未満 / 12 時間 単曲線換算曲線数 0 測量幅員 45m 未満 測点間隔 10m

イ 公共測量作業規程の準拠

本業務委託において実施する測量に当たっては、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月）に準拠して作業を行うものとする。

受託者は、その内容を作業者に周知徹底させ遵守しなければならない。

#### ウ 技術者

測量業務における測量主任技師は、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。また、担当技術者は、測量士又は測量士補でなければならない。

#### エ 作業計画及び準備

本業務委託の実施に先立ち、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について共通仕様書等に基づき作業実施計画書を作成すること。また、契約締結後14日以内（休日等含む）に、監督員に提出し、その承認を得るものとする。

本業務委託を実施するうえで関係する諸機関との協議については、監督員の指示に従い行動すると共に必要書類等の準備を行い遺漏のないように行わなければならない。

#### オ 測量機器の検定

本業務委託に使用する測量機器については、（社）日本測量技術センターの発行する検定に係る証明書または別に定める検定要領により、請負者が検定を行った記録を提出するものとする。

#### カ 官公庁その他への手続等

受託者は、監督員と打合せのうえ、本業務委託の実施のため必要な関係官公庁及びその他に対する諸手続を受託者の責任において迅速に処理しなければならない。

#### キ 土地の立入り

受託者は、本業務委託の実施にあたり国又は公有、私有の土地に立ち入る場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

受託者は、本業務委託の実施にあたり宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合、あらかじめ占有者に通知し、承認を得なければその土地に立入り、測量してはならない。この場合、遅滞なく監督員に報告し、その指示に従うものとする。

受託者は、樹木、垣もしくは柵等の伐採、土地又は工作物を一部使用する必要があるときは、その土地の所有者又は占有者に承認を得なければならない。

この場合に生じた損失は、乙の責任において補償するものとし、遅滞なく監督員に報告し、その指示に従うものとする。

#### ク 作業確認

受託者は、主要な測量段階の区切り目等において、監督員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

#### ケ 現地測量

現地測量は、既存構造物については形状、寸法、材質等を詳細に記入するものとする。

#### コ 求積図

現地測量により作成した現況平面図上に監督員が指示した点を囲むものとする。

#### サ 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督員の指示により受託者の責任において

処理するものとする。

#### シ 検査

受託者は、あらかじめ完成品及び関係資料等を作成・準備し、測量主任技師が立会のうえ、完了検査を受けなければならない。

#### ス 作業の安全確保

作業にあたっては、作業員の安全確保はもとより、作業現場周辺における歩行者及び車両の危険防止のための適切な措置を講ずるものとする。

作業計画の立案に当たっては、安全確保に関する安全規定を作成し、監督員の承認を得て、関係機関の理解を求めるものとする。

作業に従事する全員に安全確保について意識を徹底させるものとする。

#### セ 再測量

受託者は、完了検査において測量成果に誤りが発見された場合、甲の指示に従い、受託者の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

#### ソ 成果物

成果物は、「9 成果物」に示すとおりとする。

#### (7) その他の業務

本市及び関係者と打合せを行った内容について、速やかに協議録を作成し、提出すること。

## 6 適用範囲

本業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係図書及びその他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）によるものとする。

- ・「京都基本構想（令和7年12月）」、「新京都戦略（令和8年3月）」
- ・「京都市景観計画（令和3年4月）」、「先斗町地域景観づくり計画書（平成24年6月）」、「先斗町界わい景観整備計画（平成27年4月）」
- ・「Park-UP 事業活用ガイドライン（令和8年4月）」、「Park-UP 事業実施要綱（令和8年4月）」、「Park-UP 施設設置ガイドライン（令和6年4月）」、「Park-UP 施設設置要綱（令和6年6月）」
- ・「土木設計業務等委託必携（令和8年2月 京都市）※」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月 国土交通省）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月 国土交通省）」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年4月）」、「京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～（平成30年3月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成26年4月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施細目（令和6年9月）」、「京都市雨水流出抑制施設設置基準（平成17年10月）」

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

## 7 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者及び管理技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者等通知書を発注者に提出すること。
- (3) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。

## 8 業務の実施

- (1) 契約締結後は、速やかに、管理技術者等通知書を提出して監督員からの指示及び京都市が過年度に実施した本業務に関連する取組内容や方針について説明を受けるとともに、業務に着手すること。
- (2) 過年度の本業務に関連する取組について、次の資料を本市より貸与する。
  - ・令和7年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務委託成果品
  - ・令和6年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務委託成果品
  - ・令和5年度地域主体のまちづくり支援業務委託成果品
  - ・令和5年度エリアマネジメント支援業務委託成果品（鴨川）
  - ・夜間景観づくりに関する調査業務等の委託成果品
  - ・先斗町公園に関する図面（公園平面図、埋設物の図面、無電柱化の図面）
- (3) (1)の後、速やかに業務計画書及び業務工程表を作成し、監督員に提出すること。
- (4) 業務を適切かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡を取り、業務の実施方針、条件等について、逐次、打合せ及び協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員の確認を受けること。
- (5) 業務の実施に当たり、必要に応じて、関係官公署等と協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員に提出すること。
- (6) 業務の実施に当たり必要と認めるときは、受発注者協議のうえ、「5 業務の内容」を変更する場合がある。その場合における委託料の変更については、必要があると認められるときは、受発注者協議のうえ、決定する。

## 9 成果物

本業務の成果物は、【別表】のとおりとする。

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。

また、データ形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe

Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、監督員と協議を行う。

## 10 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (3) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

## 11 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

## 12 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること

- (1) 契約締結後 14 日以内
  - ア 管理技術者等通知書
  - イ 業務計画書
  - ウ 業務工程表
- (2) 業務完了後
  - ア 完了通知書
  - イ 納品書
  - ウ 請求書

## 13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 監督員は、本業務に係る次に掲げる権限を有するものとし、業務委託契約書に定めるものの他、本仕様書に定める指示等は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
  - ア 発注者が意図する成果物を完成させるための受注者又は管理技術者に対する業務

に関する指示

イ 契約及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

ウ 契約の履行に関する受注者又は管理技術者との協議

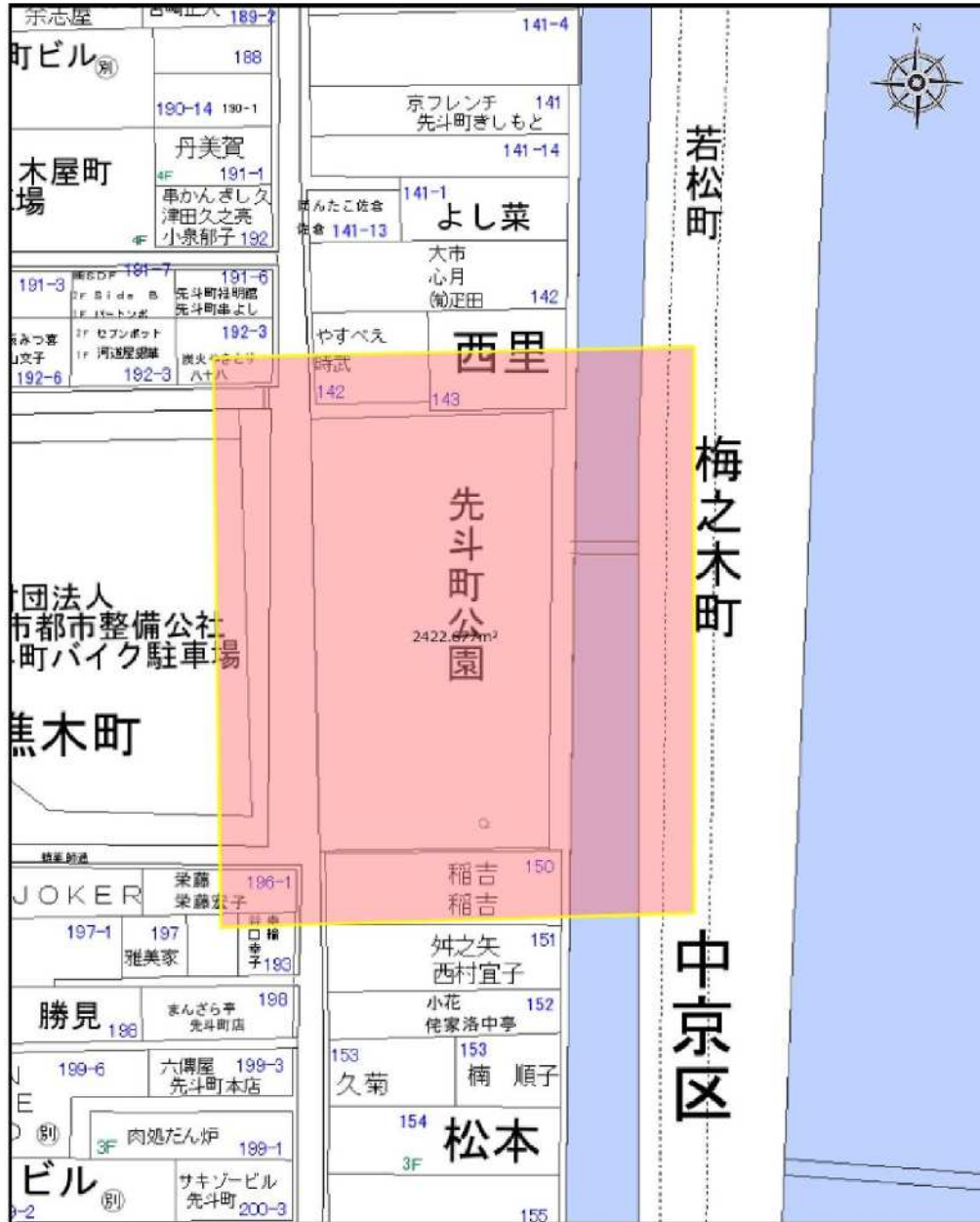
エ 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

- (3) 受注者が本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に従って取り扱うこと。

※ この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり、募集時において予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、修正を行うことがあります。

【別紙】

### 先斗町公園 測量範囲



【別表】 成果物一覧

成果物名称		縮尺	図版	備考
基本計画 基本設計	基本計画・基本設計説明書 ・ 5(1)及び5(2)ア～オを取りまとめた報告書 ・ パース図を含む。		A 3	
	全体配置平面図	1 / 200	A 3	
	主要断面図	1 / 200	A 3	
測量	観測手簿			
	計算簿			
	成果表			
	基準点網図	1 / 200	A 3	
	現況平面図	1 / 200	A 3	
	縦断面図	1 / 200	A 3	測点間隔 10 m
	横断面図	1 / 200	A 3	測点間隔 10 m
	引照点図	1 / 200	A 3	
	点の記			
	品質評価表及び精度管理表			
	電子媒体による成果データ			
	求積図			
	その他監督員の指示するもの			
業務報告書 ・ 5(3)、(4)、(5)を取りまとめた報告書				
本業務で取得又は利用、作成した資料				
上記に係る電子データ (CD-R又はDVD-R)				